



民医連新聞発行所 全日本民主医療機関連合会 発行人 岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL 03-5842-6451 FAX 03-5842-6460 URL <https://www.mnh-iren.gr.jp/> 監修/明日の自由を守る若手弁護士の会

「男らしさ」「女らしさ」といった価値観を押しつけられて、いやな思いをしたことはないでしょうか。

ジェンダーとは、生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられた性役割のことを指します。

世界経済フォーラムが3月に発表した各国の男女格差をはかるジェンダーギャップ指数で、日本は156か国中120位です。

ジェンダー後進国日本の社会のなかにはびこる女性への差別・偏見をなくし、ジェンダー平等を実現することは、けっして「女性の問題」ではなく、社会全体の課題です。賃金差別解消や選択的夫婦別姓の実現をめざす運動、セクハラや性暴力を許さない#MeToo運動など、人権の問題として多くの人々が声をあげ、たたかいが発展しています。



全日本民医連HPに
関連情報を掲載

Welcome!

//シリーズ//

医療介護の現場で考える人権

今年3月末、東京都内での「食料×生活支援プロジェクト」には、234人が来場しました(主催は社保協、民医連、東京地評など)。9割が女性で、うちひとり親世帯(子どもが20歳未満)が6割。区の子育て支援課などにも対象者への情報提供を要請。スマートホンから事前申込ができるようにしました。お米などの食料品、入学や始業に備えた文具、生理用品も準備。女性ブースも設け、健康や生活、仕事、住宅、法律などの相談を受けました。ひとり親世帯のアンケート回答は139人。正規社員は32人(23%)、失業中17人(17%)、月収20万円未満98人(71%)。1年間での世帯収入減は101人(73%)。

アンケートの記述では「食べ盛りの子どもがいて食料は有難い」「子どもが学校等に行っている間に十分な収入が得られる仕事を「保育費の支払いも厳しい」「大学まで学費無償化をお金がなく夢が絶たれるのは悲しい」「受診を我慢している」などの声が。コロナ禍で解雇された20代女性には生活保護申請や無低賃を紹介。一人ひとりが生きていくことができる社会保障・公的支援が求められています。

民医連
HP

深刻な女性の困窮 一人ひとりが生きていける公的支援を

東京民医連 副事務局長 西坂昌美

私は、立川相互病院の「ティーンズセクシャルヘルスプロジェクト」チームに所属し、幼児向けから大人までの性の健康教育に関する講演などをを行っています。単に避妊や性感染症についてだけではなく、自分と相手を大切にすること、考え方・スキルが必要だと伝えています。ジェンダーへの固定概念が、不平等や差別を生み、性的行動や避妊に対する意思決定を行う上でも影響を与えます。

産婦人科には予期しない妊娠、望まない妊娠の方も多く来られます。初めての性交渉で妊娠してしまった人、10代で妊娠した人、パートナーとの関係が妊娠により破綻してしまった人など、十分な知識や考え方があれば防げた人たちたくさんいます。性教育を語るときに「寝た子を起こすな」という人がいますが、それは間違いです。皆いつかは性的に成熟します。起きてから教えるのでは遅いのです。すくんだ国々で教えられている包括的性教育は、人が幸せに生きるために必要な教育です。日本も学校教育でジェンダーへの理解を深めることが必要ではないでしょうか。

民医連
HP

自分と相手を大切に個人の尊厳へ
つながる包括的性教育を学校で
社会医療法人社団健生会 立川相互病院
産婦人科 医師 池田麗

人権基礎講座 2

人権を守る砦 憲法

Q.3

社会権には どんな意味があるのでしょうか?

保障されるべき人権としてまず誕生したのは、例えば国家による宗教弾圧や所有権は奪を許さないなど「国家からの自由」でした(Q.2参照)。19世紀には次第にヨーロッパを中心に君主制から国民自らの手で政治を行う体制へ変わり、参政権も保障されるようになりました。(ただし、女性が参政権を得るのは20世紀以降。)

しかし、資本主義や自由競争社会の発展に伴い、競争に敗れた弱者が劣悪な労働環境で低賃金で酷使され、格差と貧困が深刻化しました。そこで単に「国家からの自由」を保障するだけでは人権保障としては不十分であり、人間らしい生活が危機に陥った人には国家が積極的にサポートしてその尊厳を守るべきだ、という考えが生まれました。やがて、貧困から守るための社会保障(生存権)、自由で自立した人間として成長するための「教育を受ける権利」、労働者が人間らしく働くための労働基本権など、「社会権」が整理され、労働者や社会的弱者の生存や福祉も人権として確立したのです。



Q.4

時代と共に発展する人権を、 憲法はフォローできるのですか?

人権の思想は、人類の経験と歴史から生み出され発展し続けます。2度の世界大戦で、人類は平和が自由に生きるための前提であることを思い知りました。ひとたび戦争が起こると人権が完全にじゅうりんされ、さらに核兵器(原子爆弾)の出現によって戦争が文明そのものを破壊・抹殺するという深刻な事実を教訓として、日本国憲法の前文で「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」と宣言し、平和的生存権という人権を見出したのです。また、差別や貧困などが「戦争の芽」であること、9条の実現が社会権の保障とリンクしていることも広く知られるようになってきました。

時代の変化とともに人類の課題も変わるもので、現代では、プライバシー権や環境権など、必ずしも憲法には書かれていない「新しい人権」が生まれてきました。これらも憲法13条の「個人の尊重、幸福追求権」を根拠に保障され得るものとして、柔軟に議論されています。

こうした人権の思想が、国際的にも広く共有されてきたことに伴い、「国際人権法」が編み出されました。<つづく>

